

決算審査特別委員会記録

<総括>

開催日時 平成28年10月17日(月) 13:02~15:13

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
大国 正博 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
乾 浩之 委員
宮本 次郎 委員
今井 光子 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事
松谷 副知事
浪越 副知事
一松 総務部長
長岡 危機管理監
村田 地域振興部長
山本 南部東部振興監
辻本 観光局長
土井 健康福祉部長
福西 こども・女性局長
林 医療政策部長
中 くらし創造部長兼景観・環境局長
森田 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長
加藤 県土マネジメント部長
金剛 まちづくり推進局長
西川 水道局長
吉田 教育長
安田 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事 議第92号 平成27年度奈良県歳入歳出決算の認定について
議第86号 平成27年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について
議第87号 平成27年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について
報第28号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

日程に従いまして、総括審査を行います。

各部局の審査で残された問題を中心に、質疑があれば、ご発言願います。

なお、いつも申し上げておりますが、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言願います。

○宮本委員 質問に入ります前に、昨日投開票された新潟県知事選挙では、日本共産党、自由党、社民党の3党が推薦する米山知事が誕生したということです。我々もしっかりと県民の声を実現するために、また、国政以外の場面で一致点での協働ということを大事に頑張っていきたいと申し上げて、質問に入ります。今決算審査特別委員会では特に子どもの貧困対策や賃金格差の問題などに重点を置いて質問をしてみました。

その上で知事に1点お聞きしたい。大学の学費や高校の制服代、教材費が話題になりましたけれども、高校についてはほかの委員が質問されると思いますので、特に大学の学費が高過ぎて、経済負担の問題で進学を断念したり、学費を稼ぐためにアルバイトを幾つもこなさなければならないということで、十分に学業に取り組めないという問題をどのようになくしていくのが国会でも話題になり、政府の取り組みが注目をされているという状

況ですが、地方自治体でも、給付型の奨学金が具体化され始めていることにぜひ知事にも注目していただきたいと思います。

大学の初年度納付金は、国公立大学で約80万円、私立大学の文系で120万円、理系で150万円という状況です。さらに、学生の2人に1人が奨学金を利用して大学生を送っている状況で、多く聞きますのは、返済する見通しが持ちにくかったり、返済するときに利子がつくことを考えると、なかなか簡単に借りることも判断しづらいということです。そのような中で、2012年には北九州市が給付型の奨学金に取り組み始めました。2014年には京都市が、今年度は、長野県、沖縄県が次々と奨学金制度をスタートしています。長野県の制度は定員30名で、県内大学に進学する県内高校生を対象に一時金30万円を渡し切りで支給するものです。およそ入学金相当ということです。沖縄県の制度は、定員25名で、県外の難関大学に進学する生徒が対象で、経済的理由で進学を諦めることをなくするという趣旨で入学金に相当する30万円を支度金として支給し、学費に相当する分を毎月7万円、年間84万円支給するということです。

本県の場合、当然県外進学が多いし、県外就職も多いので、県外進学をした場合でも、将来的には奈良県に戻ってきて就職する。あるいは、奈良県に居住して大阪府や京都府で働く場合に返済不要とする奨学金、まさに自分の力で切り開いていこうとする若者を応援する奨学金を考える時期に来ているのではないかと思います、その点について考えを聞きたいと思います。

○荒井知事 大学生の奨学金のご質問ですが、小学校、中学校は義務教育として国家が教育の機会を保障しています。高校、大学は、選択制になりますが、高校や大学になぜ行ってもらおうのかという国家の目的からすれば、やはり将来は働いてもらって、あるいは研究という形でもいいのですけれども、そのために教育の機会を与えよう、それが公正に、また、家庭の事情で差が生じないようにというのが目的であるように思います。

大学の奨学金はどのようにあるべきかという今の流れからいきますと、大学に行かれる方は選抜された方で、さらに選抜されて奨学金を受け取られることはよく行われるわけですが、今の日本の奨学金は貸与型奨学金が基本であるように理解しています。経済的困窮は、将来働くのだから、大学まで行ったから、すぐに働いて返すことを目的にしてやりなさいと、それが今、委員がお述べの問題意識の裏には多少行き詰まり感があるように思います。それは、金利が低いので借りれるということと、将来、働きに行っても、給料がそれほどないから返せないという環境の変化があるように思う。大学に行って奨学金をもら

って、勤めれば、悠々返せる時代とは違ってきているというのが社会的な背景にあるように思う。そのような中での大学生への給付制度という割と大きな課題が背景にあるように感じました。

貸与型の奨学金から給付型にもう少し重点を置いてということは、今のようなことを考えると、どのような選抜をするのか。あるいは、その目的をどうするのか。またさらに、地方自治体ならば、どのような観点からするのかということには課題があると思います。国は貸与型から給付型に変えるというなら、大学の意味がみんな行きなさいということに近づくわけですが、むしろヨーロッパのように進学率が低くて、働くことをもっと奨励しようという方向もあり得るかと思います。それは実学教育ということになろうかと。実学をされる方には奨学金を出そうというやり方もあろうかと思いますが。地方公共団体としては、奈良県の経済振興と、家庭のバランスがとれるという目的がぴったりといくような奨学金制度が必要かと思いますが、割と深い課題があるように思います。委員の問題意識は私の即座の把握で不十分かもしれませんが、そのように思うところはございますので、奈良県の奨学金制度のあり方というテーマとして捉えて、検討したいと思います。

○宮本委員 今、日本を挙げて、大学のあり方、社会のあり方、学びと就労のあり方は議論されているところですので、今後その推移を見守りながらなろうかと思いますが、地方自治体で給付型奨学金を具体化し始めたのは、知事の答弁にもあったとおり、将来、経済状況が見通せない環境の変化の中で、返済に苦しむ要素が非常に強く加わっているように思います。そのような点で、奈良県独自のスタイルで、特に県外進学、県外就労が多い中で、県内で力を発揮しようという学生に対して支援をするという機会の均等を与える観点でぜひ具体化を検討していただきたいと、要望しまして、質問を終わります。

また、この後の質問でもあろうかと思いますが、高校生の問題も今、経済状況が厳しい中で、負担がかなりふえていることもあり、非常に大事な問題だと思いますので、意見、要望として申し上げておきます。

○梶川委員 荒井県政の平成27年度決算を見る中で、どう評価すべき点があるのか。あるいは、非は非として指摘していくことがあるのか。それらを会派の中でもいろいろ相談をしました。このたびの補正予算などは賛成したり、一方で、ロゴマークの委託料はどうかということ論議する中で、きちんと非は非で指摘していかないといけないということになりました。そういう立場で、決算認定に当たって知事の考えを聞かなければいけないということで質問します。来年行われる国民文化祭のロゴマークや、東アジアの交流

などの予算執行を見て、お尋ねします。最初に国民文化祭のロゴマークは540万円という不当に高い額で契約され、ロゴマークの奈良らしい独創性はどう評価されているのかを聞きたい。また、前回の秋田県では、県民大賞に5万円の賞金をつけて委託されたと言われており、そのほうが県民の参加率が高いというのか、みんなが関心を持ってくれるのではないかということで、秋田県方式のような形で検討はされなかったのかどうか。今までにも知事は何回も答弁されたと思うのですが、その点を聞きたい。

それから、既に松谷副知事がロゴマークを県民に紹介されていますけれども、どのような県民の反応があったのか。金銭ではなくて、なかなかおもしろいロゴマークで、このような使い方があるなどという、県民からの声があるのかないのか、聞きたいと思います。

マスコットキャラクターは、せんとくんやくまモンが人気があるのは知っていますが、せんとくんにしても、かわいらしい、動く振りつけなどもしますけれども、ロゴマークはそのような点がない中で大変高いお金を投資してつくられたことに疑問を持っているわけです。知事のこの間からの姿勢を見てみると、東京のほうに顔が向いているようで、もっと奈良県民を評価してほしい、奈良県民にもっと育ててほしいと思うのですが、どのようにお考えか、お聞かせ願います。

それから、good design companyという会社に委託されたようで、ツイートを見たのですが、予算を奈良県側から出して、これでやってほしいという形で決められたようですが、随意契約の決め方をインターネットで見たのですが、総務省が出している基準では、2人以上の者から見積もりをとって、契約をするようにと書かれています。奈良県はそのような基準がないとすれば、随意契約の仕方の基準のようなのをつくって、もう少し県民が納得のいく決め方をしてほしいと思うのですが、そのようなものをつくる用意があるのかどうか、聞かせていただきたいと思います。以上です。

○荒井知事 決算に際しての考え方というのが最初の質問でした。

ご案内のように、決算の目的、そのメルクマールは、3つあるように言われています。1つは合規性、規則に従ってやったかと。これはよく議論されるわけで、もう一つは経済性で、同じものなら安く買ったほうがいいでしょうと。3つ目が割と忘れられるのですが、効果性という概念があります。これは、安いほうがみんないいかということ、効果の出方をはかって、その決算の適合性をみるという考えは日本の決算審査の中で脈々と続いてきています。参議院の決算委員会を長年経験し、決算の基準をつくったことがありますので、それをまず申し上げたいと思いますが、合規性についてはいろいろ議論がありますけれど

も、この場合は随意契約の合規性が話題になると思います。随意契約は、委員がご存じのように、基本的に公契約では競争入札、その中でも指名競争入札、一般競争入札の、2つがありますが、そのほかに随意契約、競り売りがあります。地方自治体の契約においては、随意契約は地方自治法で締結が限られており、先ほど委員がおっしゃった、きちんとした手続があるのかどうかという点について、地方自治法施行令だけではなく、随意契約の締結に関する取扱基準に従っています。地方自治法施行令で、随意契約できるのは、その性質または目的が競争入札に適さないものとしか書いていませんので、随意契約の締結に関する取扱基準を決めています。契約の相手方を1のものとするということですので、その際は県幹部を構成員とする会議で承認されている、または予算等の主要事項に位置づけられているなど県としての意思決定がなされているということと、外部に対してもそのことを明確に説明できるものということになっています。これは随意契約の合規性の基本になるものだと思います。

秋田県の例をおっしゃいました。安くできるのではないかということは、同じ物品であれば、安い高いはすぐわかるわけですが、デザインのようなものは効果と裏腹ですので、効果があるかどうか、大いに議論になったわけです。ロゴマークだけではなく、シンボルマークというごく単純なもの、できてみれば、誰でもできるのではないかとされることも多いわけですが、ロゴマークやシンボルマークは大変深い意味をそこに込めるのが通常ですので、深い意味を体現してもらおうという意味で、実力のあるデザイナーに委託したというのが基本的な考え方です。

その際、県民の理解を得なければいのではないかということは、そのとおりでと思います。県民の理解は、常に得たいと思っています。奈良県の国民文化祭やイベントについて県民だよりなどで発信を続けていますけれども、県民の認知度はいろいろなあらゆるイベントに対してまだまだ低いように感じています。もっと努力をして、県民の認知度をあらゆる面で上げていきたいと思いますが、議会での議論を含めて、いろいろなことをなされることによって県民の皆様には正当な認知をしていただけるようにと思っています。

今後、国民文化祭の実行に当たっては、合規性、経済性、効果性という観点で適切に実行していかなければならないと思っています。いろいろな議論を踏まえて、国民文化祭のみならず、県の予算執行については適切に行うように努めたいと思います。

○梶川委員 秋田県の例で、県民に送られたピラなどを取り寄せて、見たのですが、秋田県のロゴマークがどのようなものだったかを見たような気がしないのです。もし知事のほ

うでそれを知っていたら、教えてほしい。それから、奈良県で540万円かけてつくったロゴマークが奈良県としての独創性というものはどこにあるのか。例えば秋田県のほうがもっと県をあらわす形で5万円で作れたとすれば、これは大変なことになる。奈良県は奈良県なりに評価されないといけないと思うのですが、今の奈良県のロゴマークは、奈良県を象徴する独創的なところはどこにあるのか、最後に聞かせてほしい。

○荒井知事 奈良県の国民文化祭のロゴマークですが、よく見ましたけれども、大変奥深く、奈良県でやる意味を随分込められているように思います。県民の奈良県の意識と、外から見る奈良県の意識と、どちらがどちらとは言えませんが、国民文化祭を奈良県が受け持つということ、奈良県の発信だけではなく、国民文化祭を奈良県でさせていただく意味をロゴマークに込めるという理念的な大きな意味がありますので、解釈の内容により、随分深い考えが入っているように思います。いろいろなマークの中に込められた、マークの仕方にしても、随分違うように思う。奈良県の人がつくったかどうかというよりも、奈良県のためにつくられたかどうかということが一番大事なことではないかと思います。先ほど秋田県がどうだとお金だけで判断されますけれども、中身をよく見ると、いろいろな解釈ができると思いますので、ロゴマークやシンボルマークは、見れば見るほど味が出てくる類いのものです。単純だから安いというわけでもないように思う。トヨタのシンボルマークはできてみれば簡単ですが、デザインの制作費は、昔のことでも5億円かかっているわけですが、値段が高いからいい、低いから悪いというわけではもちろんないわけです。その意味をどのように判断するか、やはり専門性がシンボルマーク、ロゴマークにはあるという経験を再三していますので、今度の水野氏のロゴマークは大変面白い深いと私自身は思っています。

○梶川委員 結構です。

○今井委員 航空自衛隊の奈良基地の開設60周年におけるブルーインパルス展示飛行が計画されています。自衛隊のホームページでも、ポスターが掲載され、平城京の天平祭の会場でパイロットが展示飛行の解説を実施しますと書いてあり、大変驚きました。ブルーインパルスの飛行の関係では、過去においてさまざまな墜落事故が起きています。ブルーインパルスだけではなく、ほかも含めると、12カ所の墜落事故が起きていますし、ブルーインパルスだけでは、7カ所の事故が起きています。奈良市の上空を飛行する計画は、とりわけ世界遺産の上空でもありますので、大変危険ですし、やめさせるべきではないかと考えますが、知事の考えを伺いたいというのが1つです。

そして、天平祭のチラシに、ブルーインパルスBlue Impulseの展示飛行も一つのプログラムとして組み込まれている記載がありました。日にちも書いてあり、何時から何時まではブルーインパルスBlue Impulseの展示をするということまでプログラムに書いてあり、県が積極的に誘致したのではないかと思えるのですが、その点についてどのようにされたのか、お尋ねしたいと思います。

○荒井知事 まずブルーインパルスBlue Impulseの安全性ですけれども、ブルーインパルスBlue Impulseのパイロットたちは日本の航空自衛隊の中でも最優秀のパイロットです。テストパイロットとブルーインパルスBlue Impulseは、パイロット仲間ではトップクラスの技能を持っています。その中で事故が起こっているということですが、ブルーインパルスBlue Impulseの事故は、私の資料によりますと、過去30年間で5件起こっています。最初の3件はパイロットが殉職されました。最後の2件は緊急着陸です。ブルーインパルスBlue Impulseは大変近く、翼と翼が接触するぐらいで飛ぶので、大変高度な技術が必要で、パイロットの技量は高いわけですが、最近の事故では、機体同士の接触で緊急着陸、その前にはバードストライク、鳥が入って接触したということです。その前は飛行訓練中の事故と聞いています。事故が起こる危険性はもちろんあるわけですけれども、ブルーインパルスBlue Impulse自身は大変人気があって、毎日ほど方々へ出かけておられます。

空の上ですので、奈良県の上が特に危険とはもちろん言えないわけですが、世界遺産などがあるので、墜落事故があると怖いという心配はあります。衝突して落ちるだけではなく、あまり低空で飛ぶとぶつかるのではないかと心配がありますが、飛行高度という点では大丈夫だと聞いています。毎日のように飛んでいる中で、安全が確保できているかどうかは、航空法の世界で、国土交通大臣が、飛行経路なども判断されて、飛ばすことができると聞いています。

また、県と一緒にブルーインパルスBlue Impulseを招いたのではないかと質問でしたが、ブルーインパルスBlue Impulseはなかなか人気があるので、よほどの行事でないと、来られないものだと聞いています。このたびは奈良県にある航空自衛隊の幹部候補生学校60周年を記念して、以前から航空自衛隊の奈良県幹部候補生学校がブルーインパルスBlue Impulseを招くということをおっしゃられました。防衛協会という後援団体は、ブルーインパルスBlue Impulseは本当に来るのかと。めったに来られないという話も聞いています。幹部候補生の学校という航空自衛隊にとっては大変重要な学校の60周年、それが奈良県にあることは、ある意味は奈良県の誇りです。それがよく見える平城宮跡、あるいはその周りでデモ飛行をす

るということですので、天平祭に来て、何か音がして、見たら、飛んでいたというだけではなく、ここでも見えます、むしろ一番見えるところですよという案内、会場内でスムーズに見ていただくための案内です。特段天平祭にまた奈良県が招いたという経緯はありません。

○今井委員 ブルーインパルスは大変精鋭部隊だから、事故を起こすようなことはないという知事の答弁だったと思いますけれども、高度はどのように聞いておられますか。もし高度やルートのことでもわかりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○荒井知事 高度ですが、航空法施行規則で、その地域の中で最も高い障害物から300メートル以上を飛びなさいということになっており、奈良県での飛行の場合は、さらに250メートル以上の上空を設定したと聞いています。したがって、最も高い障害物から550メートル上を飛びなさいと最低高度を設定したと聞いています。

飛行経路については、私自身は詳細な報告は存じません。

○今井委員 300メートルの最低ラインよりも250メートル以上上空の設定をされたという答弁だったと思いますが、奈良県平和委員会に高度の問い合わせをしたら、知事の言われるように、1,800フィートから2,000フィート、548.6メートルから609.6メートルぐらいの範囲だということ、最低安全高度以下の飛行ではないので、国土交通省の届け出もないし、国土交通省も必要がないと判断されているということです。ただ、自衛隊のホームページを見ましたら、飛行訓練について詳しい記載があります。第1区分、第2区分、第3区分、第4区分で書いてあり、それぞれ高さが決められているということですが、空域に制限がある場合や飛行場以外の会場で行われる展示飛行では、視程が5キロメートル以上確保でき、シーリングが3,000フィート以上ある場合に編隊連携機動飛行と呼ばれる展示飛行が実施されると書いてありました。3,000フィートと書いてあるのですが、今回は1,800から2,000フィートですので、自衛隊がみずから決めている高さとはそごがあって、本当に大丈夫なのかと心配をしているわけです。

飛行の種目で、第1、第2区分は縦系のプログラム、第3、第4区分が水平系のプログラムになっているのですが、機動飛行の中に、先ほど、急に接近すると知事が説明されましたけれども、ファンブレイクというプログラムもあり、1番機から4番機までのダイヤモンド隊形で、会場の左側から右側に60度から70度程度のバンク角で抜けていくと。機体同士の最短間隔は約1メートルと書かれています。知事の言われた事故の件数と私が調べた件数とは違いがあるのですが、かなりの速度でこのような、曲芸飛行という言い方

にはなっていませんが、連携機動飛行になりますと、ぶつかる心配などが普通に飛ぶ以上に非常に心配だと思います。

大変人気があって、なかなか来てもらえないという話ですけれども、確かに全国であちらこちらの基地祭やいろいろなイベントにブルーインパルスが呼ばれています。大抵基地や訓練所など滑走路のある場所で行われています。航空自衛隊の幹部学校に、私もことしの5月に初めて行きましたが、展示飛行というものは私のような素人のイメージからすると、基地祭のときにジェット戦闘機などを並べて展示し、開放して地域の人に見に来てもらうというイメージだったのですけれども、上空を飛ぶのを見てもらうということで、今回の基地祭も基地は開放しませんと書いています。結局やるのは天平祭の会場で、自衛隊の方が飛び方を案内するのを皆さんに見ていただくということです。ルートも、自衛隊の説明資料を見ますと、まさに奈良市内の上空から真っすぐ県庁の横を通って東大寺の上をずっと、全部展示飛行をしているところの飛び方で、点々になっているところは、その移動経路という説明になっており、非常に心配だと感じているわけです。

過去にもこうした形で低空飛行をしたときに、授業中で子どもたちがびっくりした、子どもが急に泣き出したなど、平成25年にも私どもにいろいろな苦情が寄せられたことがあります。それを考えると、6機の機体がそのような形で参りましたときに、かなり相当な音や、いろいろなことになるだろうと思うのですけれども、本当に奈良県の上空で飛行していいのかと疑問を感じているわけですが、知事にお考えがありましたら、お尋ねしたいと思います。

○荒井知事 ブルーインパルスが住んでいる上を飛びますのは、個人的にはわくわくしています。すごいと思っています。子どもっぽいかもしれませんが、すごいデモンストレーションです。委員がおっしゃった音や墜落の心配は確かにありますが、県が何かできるわけでもございません。空の上の安全性は、その体系があるわけです。安全性や、音は降ってきますので、音がどのようなものか、伊丹空港のように、常時毎日何回もおりるところと奈良県は違います。30年で初めてのブルーインパルスかもしれないので、私自身はわくわく感があるというのが正直なところです。航空自衛隊の飛行機はどうだこうだという、それぞれの県民の方の感触、感想はあるかもしれませんが、そのような思想的なことを抜きにした安全性や騒音には配慮していただきたいとは思っていますので、県議会の心配というよりも、委員のご心配、あるいは会派のご心配として航空自衛隊に伝えてよろしければ、伝えるのはやぶさかではございません。私の心配というよりも、委員のご心配

として伝えるのはもちろんやぶさかではございません。

○今井委員 私個人が心配しているというような、知事はわくわくするけれども、勝手に余分なことを心配しているのではないかと受けとめました。平成25年にもこの問題で国土交通省に奈良県の代表の皆さんが行きましたときに、航空法にも規定されていますが、万一エンジントラブルなどが起きたときには安全に着地できる場所をあらかじめ届け出なくてはならないという決まりがあるということですが、どこにとまるかが出ていなかった。ですから、私でも日本共産党でもいいのですけれども、知事に心配の声があることを言うていただくなら、もし万一のときにはどこにとまるつもりなのかぜひ確認をしていただきたいと思いますけれども、その点でもう一度お尋します。

○荒井知事 私は仕事で航空法も所管していたこと、所管というのは変ですが、担当していたことがあります。航空法施行規則の安全性ということも担当してきたことがあります。そのときの安全性、自衛隊ではなく、航空の安全性から、今、飛躍的に安全性が向上しています。リダンダンシーといわれる多重安全性という観点がございます。パイロットの命にもかかわりますし、地上の方の命にもかかわりますので、安全性については随分進歩してきたと思います。

何かのエンジントラブルや接触トラブルがあったときに機が墜落する場合の墜落場所、着陸場所は、生半可な知識だと恐縮ですが、とにかく地上に落とさないのはパイロットの至上命令です。地上に落とさないことは、パイロットがすぐに脱出するにしても、機体の操縦は海のほうに向けると、もちろんですが、下には絶対向けないと。海のほうに向けて、もし万が一機体が燃えて飛びおりないといけないときにも、燃えると爆発する心配もあり、とにかく海のほうに向けて飛びおりると聞いたことがありますので、安全に着陸できればそれにこしたことはありません。とにかく海のほうへ、海にも漁船がいるかもしれませんが、地上よりもはるかに安全です。とにかくパイロットは自分の命も助からなければ、貴重な訓練をしたパイロットですので、そのように聞いています。航空自衛隊の基地はそれほどたくさんありませんので、いろいろな今までの事故ですけれども、訓練は海中に緊急着陸、あるいは墜落したことが多いように思います。パイロットは念のために首飾りを必ずつけています。それは、海の中に沈んでも、首飾りがGPSに反応して遺体の所在がわかるようになっていきます。海上保安庁が救難したこともあります。GPSを頼りに必ずIDをどの海に沈んだかを調べて、救難をする。もうお亡くなりになっていましたが、救難したこともあります。地上の方に迷惑をかけないことが至上命令になっていることは承知

しています。それでも、多分そのような返事が返ってくるのではないかと思いますけれども、いざというときはどのようにされるのかというご心配を念のためにお伝えさせていただけたらと思います。

○今井委員 過去の事故を調べたのですが、1971年にブルーインパルスが展示飛行を重ねていたときに、全日空機の隼石の衝突事故が発生して、乗客全員162人がお亡くなりになったという事故も起きています。それから、浜松の基地では、基地祭のときに、ブルーインパルスが墜落して、パイロットが亡くなり、見学していた人も12人ほど重軽傷を負ったという事故も起きています。万一のときにはどこにとまるのかがはっきりしていないと、ただ天平祭で人が大勢来るから、見晴らしのいい場所で皆さんに見てもらおうというだけでは済まない問題があるのではないかと思います。ぜひ県からも自衛隊にその点を申し入れいただきたいとお願いします。

○猪奥委員 2問質問します。

まず、県内就労あっせん起業支援事業について伺います。シャープを退職される方がたくさん奈良県内におられると。すぐに再就職していただくとともに、高度な人材、高度な技術を持った方が奈良県内の中小企業に行くことは奈良県経済にとっても望ましいということで、このようなことに県として積極的に取り組んでいるところが少ない中で、奈良県では県が主体となって県内就労あっせん・起業支援センターを立ち上げて、努力しておられます。就職を希望されている方に対して、センターを通じて県のあっせんで就職がなし遂げられた件数について、就職者数が14名、起業者数が1名で、数字的には不振ではないかを見てとれるのですけれども、この事業に関して知事の総括といいますか、ご所見をお願いしたいと思います。

○荒井知事 県内就労あっせん・起業支援センターは、シャープが再生計画を出すことになって、随分希望退職されましたが、県内にお住まいの方が多ということで、県内人材と捉えて、県内で再就職のあっせんに県ができないか、県庁ハローワークというかけ声でスタートしました。総括といいますか、これまでの実績ですが、シャープから求職登録された方が144名で、そのうち就職を決定されたのは101名です。内訳は、県内で33名、県外で48名、行き先がまだ決まらない方が20名、合計101名です。県内就職された方33名のうち14名が県庁ハローワークでされたということです。この実績を得るには、県内の事業者から求人がなければいけないということで、シャープ退職者に対する求人ほどのような求人があるのかというのも一つの大きなポイントでしたが、県内39事

業者から93名の求人がございました。その結果、県内就労者は33名で、県庁ハローワークを通してされたのが14名という結果です。この結果でわかりますのは、シャープ人材と県内企業が求める人材をマッチングしようという試みですので、県内企業に就職をしてもらうことが県庁ハローワークでは14名で、要求と求職に差があるのではないかと思います。それを今の時点で推測しますと、シャープの方は専門性の高い方が多いので、やはりどうしても専門性を生かしたいと。専門性を生かすには、県内の企業では専門性が生きないから、同業他社、あるいは外国の他社に就職をしてでも専門性を生かしたいと思われる傾向が強いのではないかと思います。それでも、101名もの方が県内の就職を求め、求職をされました。

もう一つは、県内の企業が求めていますのは、どちらかというと、財務や労務やマーケティングもできるオールラウンドプレイヤーではないかと思えます。

もう一つは、大企業の奈良県在住者と奈良県企業の給与の差が、中途採用であっても、あるのではないかと思います。

このような企業を離れて再就職される事例は、グローバル化が進むと、必ずあるように思います。終身就職は少なくなりつつあるように思いますので、県内に住まわれている方の人材を生かすことはこれからもとても大事なことだと思います。企業を離れる方が常態化するのが昨今ですので、県庁ハローワークという試みの役目はまだ十分あるのではないかと思います。その際、県庁ができるのは、求人される企業をいかに探せるか。労働局のハローワークと違うところが、どちらも申し込み方式ではなく、働きかけができることと、ニーズのマッチングについて、やりながら調査をして、リサーチをしながら今後のマッチングの研究をできることだと思います。多少評判をいただいているのは、一人ひとり丁寧に面談していただいたという評価もあります。今後、丁寧な面談とマッチングの能力を上げる課題はまだ残っていると思いますが、いい人材が県内に残り、県内企業の活性化、実力アップにもつながると思いますので、また工夫を凝らして、希望退職が出るからというのではなく、いろいろな企業間の労働人材の流動性は高まってきているように思いますので、働き方改革の一環として県庁マッチングを含めた努力をしていいのではないかと思います。

○猪奥委員 シャープの場合、奈良県内ではもともと賃金のレベルが他社と比べて高かったもので、シャープを退職された方は民間の方と比べられて、どうしても賃金の格差が出てしまうのは仕方ないことかと思えます。知事のおっしゃったように、雇用が、これから流

動化していく中で、今の仕事はやめるけれども、次の仕事が見つかっていくことは社会の安定にもつながってくるので、この事業は、非常に意味合いの高いものだと思います。

今までやってこられたことを聞きますと、ペーパーを双方から出してきていただいて、話を聞いてマッチングをする。また、懇談会を適時開催して、マッチングの場を設けるといふことですがけれども、今、知事がおっしゃったように、県は、県内企業の事情を知っているという大きな強みがあると思うのです。例えば奈良県産業振興総合センターにはふだんから中小企業とつき合いがあつて、中小企業の困りごとを知っておられる係がありますし、産業政策課にもふだんからこういうことをしてほしい、このような人材を求めているということがたくさんありますので、オール産業・雇用振興部で取り組んでいただくと、企業のニーズはもっと上がってくるのではないかと思います。つくりのあり方も含めて、検討いただきたいと思うのですけれども、せっかくだから、知事、お願いします。

○荒井知事 おっしゃるとおりだと思います。雇用の流動化が進むのは、やはりある程度避けられないと思います。幸せな流動化につながるものが積極的労働政策や積極的雇用政策といわれる部分ですが、それが国の労働局だけで、職業安定センターだけで達成できるかという、そうでもない。地方政府の強みがある面発揮できる分野ではないかと強く思っています。体制という面ではまだ十分ではないように思いますけれども、オール県庁でできないかというのも一つですが、分野が企業の製造業だけではなく、農業も同じですし、林業も同じですが、製造業で働いたけれども、農業に転換できないかという方もおられますので、業種をまたがることも地方政府であればできる可能性もありますので、そのようなことも含めて、県庁のシステム全体を強化するという示唆をいただいたように思いますので、組織の連携、協働、県庁内の連携、協働と外部の企業のこれからの人材のリクルートの仕方と、中途採用のリクルートの仕方も多分、処遇の仕方がある程度標準化しないと、小規模企業だと、社長の機嫌をいつもとらないといけないといふとなかなか大変ですので、就業規則をきちんとつくっておくこと、賃金体系を定めることも最低限必要なことかと思ひます。優秀な人材を受け入れるための必要なことは県内企業の指導もあろうかと思ひますので、積極的労働政策を地方政府でできないかという観点から努力をしてみたいと思ひます。

○猪奥委員 ぜひ積極的によろしくお願いします。

大手企業に勤めていた方は、特定の技術もたくさん持っておられて、例えばコンプライアンスの基準が高かったり、ある程度仕事をされる上での基礎基準が高いというのも非常

にメリットとしてお持ちだということも大きな利点だと思いますので、よろしく願います。

今おっしゃった県庁を挙げて必要な方を再生産といいますか、適切なところにフィットしていくことができることは、通告していなかったので、質問をしませんけれども、職業訓練も大きな機能があるかと思いますので、職業訓練校のあり方と同時に、ぜひ検討していただきたいと思います。

○荒井知事 そのとおりでございます。再訓練は大事だということを言い添えておこうかと思ったのですが、職業訓練所であろうと、民間であろうと、合同再訓練であろうと、よくなる人は、多少の再訓練をすると、とても能力が幅広く出してもらえるのではないかという感覚がありますので、今おっしゃった再訓練もとても大事です。地方政府が、地域に住んでおられるという観点から、再訓練が十分可能だと思います。

○猪奥委員 職業訓練校の指定に関しても、県として、県の持っていく経済の方向性をもってぜひ委託をしていただきたいと思います。

次に、公立高校の制服について伺います。

教育長や担当課に伺うと、奈良県の公立高校の制服はそれぞれの学校、PTAで決めているということでした。値段を聞くと、今、調べていただいた段階で、2万円強の学校から、セットでそろえるのに6万円近くかかるという差がありました。この値段は、導入の際に決められたものがそのまま続いているケースがほとんどだと。当時、随意契約で決められた値段設定がそのままずっと続いてきているということが明らかになりました。教育長には、それぞれ学校で今、決められている制服の値段、かばんや上靴など学校側が指定して買わなければいけないものがそれぞれ幾らで、何年前にいつ、どのような形で決められたかの一覧をまずつくっていただきたいとお願いしました。この値段の大小、契約のあり方は今の時代には非常にそぐわないと思いますが、この点に関して、知事のご所見をまず伺いたいと思います。

○荒井知事 以前、私は、海上保安庁の職員の制服の改革に取り組みました。生地がごわごわして質が悪くて、体型が3つぐらいしかないのです。職員は自分でもう一度作り直し、あつらえで作り直したほうが安い。私も作り直しましたが、体型にぴったり合う。当時、既製服でも、Aの何型、Bの何型、AB型などたくさん種類が出ているのに、3種類しかないことが多く、しかも、生地がごわごわしている。そのため、発注の仕方を全面的に見直すようにと、言い残して退官したのですけれども、その後、きちんとサイズに

合う制服を着ていると報告を受けています。委員のご指摘のように、発注の仕方で随分違うのではないかという感覚を経験上持っていますので、県立高校の発注の仕方をそれぞれどのように発注しているのかを、県教育委員会で調べるのがまず第一。より適切な発注の仕方と放ったらかしの発注の仕方との差別をして、いいほうに作用するように指導するのが基本的な学校の指導パターンです。学校現場も発注は、専門の担当の方がいつもおられるわけではありませんし、今までの流れを調達する担当になって急に変えるのも、配置上、難しいこともあると推察します。県教育委員会が間に入って、発注の仕方、場合によってはデザインが、作業しやすい、また、学校の意味が出るように、安くて格好のいい、着やすい制服のほうがいいに決まっていますので、そのような方向に行くかどうかは県教育委員会にお願いしてみたいと思います。

○猪奥委員 制服だけでおおよそ6万円ですので、指定のかばんがあったり、靴下まで指定されていたり、体操服が指定されていたりしますと、フルセットで春先にどんと10万円ほど入り用になるかもしれない。非常に高額です。双子がいらっしやったら、それだけで20万円になってしまう。そんな現状はやはりおかしいと思うのです。今、知事にお答えいただいたように、繊維の値段はどんどん下がっていますので、制服以外の服の値段は市場ではどんどん下がっている現状で、一体いつ誰がどこで決めたかわからない値段のまま半ば強制的に10万円の支出を強要されると。これは公教育のあり方としておかしいと思います。高校で入札に切りかえるとなると、現場の先生方は、教育委員会の審査でもありましたけれども、教職員の多忙化も非常に問題となっており、学校の中でいろいろな問題が起きていく中で、先生方には子どもたちに向き合う時間を一番とってほしいと。ずっとつき合いのある制服業者から別の制服業者に切りかえることを学校単位、ないしは入札担当者だけで決めていただくのは無理があると思います。まずは学校の現状について早急に調べて、来年の4月に保護者が子どもたちの制服を買うときに、納得して買っていただくために、調査はすぐしていただけたらと思います。それぞれの学校に聞いて、取りまとめていただいたら、すぐわかることだと思います。その次のステップとして、県教育委員会である程度学校が物を買うときの指針といいますか、ルール、決まりのようなものを学校に提示いただかないと、しんどい作業を学校にお願いすることになって、また非常に多くの金銭を保護者にお願いすることになるのではないかと思います。福祉部局でも、奈良県は全国に全くおくれをとらず、子どもの貧困について先陣を切っています。その中でも中学校の義務教育だけではなく、高校に進んで、子どもに学力をしっかり持っていただ

くことが未来の貧困の連鎖をとめる大きな足がかりだと。そのときに10万円、20万円という出費は、保護者、例えば母子家庭でぎりぎり頑張っている母親が子どもに進学を促すことができない一つの大きな要因にもなっているかもしれないと思うのです。まず調査をすぐ行った後、県として方向性を示すべきだと思うのですけれども、知事のお考えをお願いします。

○荒井知事 今のご質問は、県立高校中心の質問だったと思います。私立も同じことがあるかと思しますので、私立も含めて調査したいと思う。私立の所管は知事部局ですので、私立の負担が高くていいわけでもありません。私立学校、私立高校への助成もしていますので、負担は少ないほうがいいに決まっています。もし余裕があれば、子どものクラブ活動の卓球の制服や、スポーツ用品や、いろいろなところで自発的にされたらいいわけですので、必要な標準的経費はできるだけ下げるのは大きなイニシアチブだと思います。制服だけではなく、家庭の負担は余計にかかってないか。クーラーに係る育英会の負担についても議題になりましたので、そのような生徒を中心としたアメニティーの負担ということになろうかと思えます。家庭の負担を調査して、私立などは授業料にはね返ってきますので、それを奨学金でカバーするのか。負担そのものを下げて、合理的に下げていくのかというのは選択できる分野ですので、負担を下げる研究を、制服だけではなく、広げてできたら、しかも、公立だけではなく、私学も含めてぜひしたいと思えます。

○猪奥委員 非常によいご答弁をありがとうございます。

公立だけではなくて、奈良県の場合は私立高校もたくさんありますし、積極的に私学に行かれている方もいれば、公立に行けなかったから私学に行かれている方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひとも私学にまで広げて調査いただいて、研究いただきたいと思えます。

研究いただいたことは、このようにすればいいだろうと、知事が思っていたことをある程度ルール化して発信いただかないと、なかなか学校単位で実施するのは難しいと思うので、学校側が物を買うときの指針をぜひとも、県教育委員会から発信いただきたいと思えますが、ルールづくりについて再質問します。

○荒井知事 いろいろな差があることがよくわかって、いい例がわかったとした場合に、いい例を見習えということでもあろうかと思えます。私学も含めて、調達については、県は病院も自慢できる調達方式ではありませんので、研究をしなければいけない分野はまだ残っていますけれども、この分野においても調達は研究すると、委員がおっしゃったよう

に現場の先生が忙しいから、調達の理想的な仕方も研究する時間の余裕がないと察しますので、それは県が率先してやって、調達の仕方をどのような形で実現するかも含めて研究の対象にしたいと思います。

○猪奥委員 できれば、次の春が来る前に、次のステップへと進めていただくことをお願いして、質問を終わります。

○川田委員 知事に、まず、ロゴマークについてお聞きしたいのですが、代表質問の折に川田議員得意の新聞記事という発言があったのですが、意味がわかりませんので、どういう意味なのか、ご説明いただきたいと思います。

○荒井知事 得意といったのは記憶になかったのですが、もし言ったとすれば、何かの誤解が、どのように解釈されましたか、気にさわれば、そういう言い方は違うように思いますので、多分新聞記事を振りかざしてということはまた語弊があるかもしれない。書いてあることが真実ではないかとおっしゃったので、新聞記事は必ずしも真実かどうか検証してみなければわかりませんので、そのようなコンテキストで言ったのではないかというかな記憶があります。多分中村議長のとときでありました、新聞記事の論争をやめましようと言われたときかもしれませんが、記憶が曖昧ですが、新聞記事が正しいかどうかを我々が言い合ってもしょうがないと思ったコンテキストではなかったかと思います。もし不快な感じでございましたら、得意というのは特段の意味はございませんので、修正するといっても、どのように修正していいかわかりませんので、それを取り下げたいと思います。

○川田委員 発言は前回の代表質問の終わりぐらいでありました。実行委員会でやっているの、何かおかしいことがあれば、川田議員得意の新聞に載るのではないかと、このような言い方をされたのです。これはビデオ等で確認もしてきています。意味がわかりませんでしたので、特段の意味がないのであれば、そのように受け取っておきます。

次に、ロゴマークの審議は総務警察委員会、この決算審査特別委員会等々で、ほとんど議論するところがないのではないかというぐらいまで審議はさせていただいたのですが、1点だけ、先日も、随意契約における機会均等の機会を与えなかったのではないかという質問をしたのですが、途中で委員長に打ち切られ、そのことが聞けなかったのです。審議妨害だと思って、これは議会運営委員会に異議の提示をとっているのですけれども、真実が知りたいだけなのです。それがいいか悪いかの判断は別の話になりますので、どうして機会均等の機会を与えることがなかったのかと、質問をしたわけですが、知事からお願い

したいと思います。

○荒井知事 随意契約と機会均等という概念の位置づけということ、随意契約というのはその名のとおり、機会均等を奪う契約方式であるように思います。随意契約は限られた場合に認められるわけです。ご案内のように、契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約、また、競り売りの方式により締結する。地方自治法第234条第2項の規定で、随意契約、また競り売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによるとことができると書いています。できる場合は地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号まで書いてあるわけですが、ロゴマークのケースは、その他の契約でその性質または目的が競争入札に適さない場合。そのときに委員が引用されました機会均等の確保の最高裁判例は指名競争入札の例です。一般競争入札、指名競争入札の指名競争入札の例として機会均等がないといけないと、指名競争、偏ってはいけないというのが主になっていると思います。随意契約については、最高裁判例がございます。地方自治法施行令第167条第2項のその性質または目的が競争入札に適さないものとするときに、個々具体的な契約ごとに当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当というのが随意契約における最高裁判例と承知しています。

○川田委員 今まで議論は尽くしてきたので、聞きたいのが、機会均等は確かに裁判の判例で、今、知事がおっしゃったとおりです。ただ、随意契約でも機会均等を与えなくてもよいといっていることはありません。それは解釈の違いになり、また、委員長から平行線だと指摘されると思うのですけれども。競争入札に適さない場合とって、いろいろと枝が分かれてきますので、以前から聞いていましたが、適さない理由が、一つずつ尽くしていきましたら、公募はできなかったのか、公募がいいか悪いかは別の話として、できなかったのかどうかということに関しては、公募もできたわけであって、だから、尽くしていけば、そうなる。松谷副知事も、決算審査特別委員会の中で芸術性があるということをおっしゃったけれども、確認してきましたが、芸術性のような人間の主観性を含むものであれば、なおさら公募によらなければならないのが一般的考え方であるということなのです。だから、誰が見ても、客観的な理由として、これしかないということになれば、当然その1しか選べないと思うのですが、人間の主観、価値観はいろいろありますので、そのように分かれるものに関しては、なおさら多くの者に機会の均等を与えて、その中から選考するのが一般的な考え方であるという解釈を受けてきました。この件は決算審査特別委

員会で議論していますので、あとは解釈を誰が判断されるかという問題だけですので、そこはこだわっていないのですが、機会均等をなぜ与えなかったのかは、競争入札に適さなかったからという答えに受け取ってよろしいですか。

○荒井知事 そのとおりです。

○川田委員 それでは、適さなかったら、見積もり合わせも出せというものもたくさんあります。その辺が、なぜその1でその理由になるかわからないので、今後また別のものとして考えたいと思います。

それから、3月24日の総会後に水野氏に仕様書を渡したと。先ほど梶川委員からも指摘がありましたが、そのときに奈良県から金額を提示したと、水野氏の会社のツイッターに掲載されていたと。お聞きしたところ、仕様書を配付したと同時に500万円という金額を伝えて、見積書をいただいたという答弁でした。500万円の金額を県側から提示する行為が、いいのかだめなのかは判断する人によって変わると思いますが、500万円を提示した行為について、適正なのかどうか。そのことについてお願いしたいと思います。

○荒井知事 予算額が決まっていますので、それを超える額になれば、採用できませんので、契約相手方に、水野氏のところに行くことになりましたので、そのときに依頼主から予算額を提示してくださいということを契約の相手方の good design companyがおっしゃったので、予算額はかくかくですと、上限額になりますが、お伝えしたという経緯です。それは通例のことで、法的な問題には触れないと思います。

○川田委員 多くの機会均等が与えられている中での予算額の提示はありだと思うのですが、単一相手に対して予算額を提示することは、その額が上限になってしまう。上限を伝えてしまうことは、適正ではないと、我々は聞いているのです。最終的にそれがどのように判断されるかわからないのですが、なぜ、金額を聞かれたから、教えたのだということだと思うのです。その点は、議論しても平行線だと思いますので、今の回答をもってそういった判断であると認識しておきたいと思います。

今までの審議を振り返りまして、国民文化祭の実行委員会については、実行委員会がその他団体に当たるから、実行委員会で決定を行ったことが1に定めるものになったというのが、決算審査特別委員会及び知事の代表質問での回答だったと思います。それは、実行委員会がその他団体になることが前提にありますので、県行政の事務事業執行の一部の存在として万が一これを判断された場合は、今まで説明されている根底が全部ひっくり返ってしまうことになると思うのです。その他団体ではなく、事務執行を行う一部の手法であ

ることが判断された場合には、実行委員会での決定で、なぜ随意契約ができるのだということになってきますので、それはその解釈でよろしいですね。その他団体だから、実行委員会で決めたという答弁でしたので、それだけお願いしたいと思います。

○荒井知事 ご質問の趣旨がよくわかりません。

○川田委員 もう一度言います。取り扱い規則の中で実行委員会で決めた。それは県行政で決めたということ、実行委員会と入れかえられて、そのようにそこで決定されたものが1と定めるものを適用したという回答が過去の回答だったと思うのです。その前提としては、実行委員会自体は県行政ではないのだと。その他団体だということが前提にありましたので、この実行委員会のやり方が、その他団体ではなく、県行政の一部の行政を、事業を執行する一部の手法であるというように判断された場合には、それはもう当然適用されなくなってしまうと思うのですけれども、その解釈でよろしいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○荒井知事 その判断されたというのは、多分法廷というか、手法ということでしょうか。今の委員の意見ということなら、私は反対ですけれども、決定された場合というのは、訴訟がありますので、訴訟で判断された場合ということでしょうか。

○川田委員 私の意見ということではありません。今後、この訴訟や、いろいろな判断がされるのですか。その場でその他団体ではないということが判断された場合には、内容が変わりますので、それはやり方がおかしかったということになると思うのですが、いかがですか。

○荒井知事 訴訟の判決の出方を予断することはできませんので、訴訟の判断が出れば、それに従うのは三権分立ですから、当然のことですけれども、どのように判断されるかについては、今、我々の立場で、訴訟の場でも開陳する権利はもちろんありますので、それに従って訴訟の場で争うべき点は争っていきたいと思います。

○川田委員 そういうことを聞いているのではなく、今までの審議で、その他団体だから、実行委員会で決めることが可能だったとおっしゃっていたから、その他団体でなかったら、今言っていたことが変わるでしょうということをお聞きしているのです。

○荒井知事 県の行政と違う意思決定機関だと思っています。

○川田委員 それでは、今までの答弁は一切関係ないということなのですね。

○荒井知事 違います。

○川田委員 いやいや、答弁でそうおっしゃっていたので、その他団体ではなかったとい

うことになれば、その意味は変わるのですねということをお聞きしているのです。

○荒井知事 意味されていることが全くわかりません。

○中村委員長 論理が平行線になりますので、少し休憩しましょう。よろしいですか。休憩します。

14:31分 休憩

14:42分 再開

○中村委員長 休憩前に引き続き、審議を再開します。

○川田委員 言っている意味が伝わっていませんので、この件に関しては、後の審議において総合して考えたいと思います。

次に、せんとくんのコスチュームの随意契約は地方自治法施行令の167条第1項の第何号で契約されたものなのか、お聞きしたいと思います。

○荒井知事 せんとくんのコスチュームは、随意契約の締結に関する取扱基準に該当事例幾つか並んでいますけれども、(ア)から(セ)まで並んでおりますけれども、(ク)ではないかと思えます。当該業務の履行が可能な者が特定される業務という解釈であろうかと思えます。

○川田委員 取扱基準ではないのです。地方自治法施行令第167条第1項の第何号で適用されたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○荒井知事 取扱基準の前に、地方自治法施行令施行令第167条の2第1項がありまして、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」の第2号です。

○川田委員 知事の答弁からいきますと、この第2号の(ク)に係るということですか。

○荒井知事 そうです。

○川田委員 これも担当の方から後で説明をいただきました。これはもともと著作権等は県にあるので、その後、追加で発生することはないのだと。せんとくんに関して、知事が過去の答弁でおっしゃっていたのです。ところが、これは藪内氏の関係するところに制作を頼まれているということで、なぜそこしかだめだったのかと聞くと、いや、それはということで返事はいただいているのです。仕様書等、著作権等をいただいているのであれば、当然できるし、人格権変更をするのであれば、人格権は相手方しか持っていないので、こちらが譲渡を受けることはできません。そうであれば、その仕様契約等の形

の条項でいくのが本来の形ではないですか。けれども、永遠に今後、せんとくんを続けていくことになれば、何か若干変わることであっても、全部その製作所に頼まなければいけないという解釈でよろしいのでしょうか。

○荒井知事 委員ご賢察のとおりの方はございます。著作権はいただいています。人格権、肖像権というものは一身専属的な権利ということで、別途認められているわけです。それは同一性の保持権といわれるものでもありますので、同一性を保持するために、その後の展開をするときには、著作権はいただいていますけれども、同じような著作権のデザインを展開する、バッジをつくったりするときは、そのままいいわけですが、新しい展開をするときは、同一性があるかどうか疑わしい場合は、別途制作者でないと発注できないという場合もあります。今回も著作権使用料を払っておりませんが、はかませんとくんの着ぐるみや同一性維持のためのデザインといったようなことが対象になって随意契約をしたものです。

○川田委員 まだ担当の方から細かい資料等はいただいているので、わかりませんが、過去にそういったものに変更しても、追加の費用が発生することはないということがどのような解釈なのかもう一度詳しく調べてみないとわからないので、この件はそういったことを指摘して置いておきます。

そして、その他の随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号契約だったという回答を受けました。その中において、見積もり合わせ等が全部必要だと思いますが、見積もり合わせ等はされたのでしょうか。

○荒井知事 どの契約でございませうか。

○川田委員 先日お聞きしたのが、せんとくんのイラスト制作、コスチュームは今、お答えいただいたので、除きます。そして、せんとくんのピンバッジ作成、プロモーション映像作成、ロゴマークはいいのですね、国民文化祭チラシ、せんとくんの演奏費等、これらの契約について1号契約、奈良県契約規則に予定価格が載っていますが、その予定価格の範囲内なので、1号契約で行ったという回答を受けています。そうであれば、見積もり合わせ等も全て行われたのかということをお聞きしています。

○村田地域振興部長 ただいま資料を持ち合わせていませんので、改めて委員にご説明に伺いたいと思います。

○中村委員長 よろしいですか、資料を持っていないので。

○川田委員 決算の審査にかかわることですので。委員長、後ほど、表決はあるのですね。

表決はないのですか。

○中村委員長 ゼロか100の表決します。

○川田委員 それまでをお願いします。

○中村委員長 この審議の賛成、反対は、きょう諮ります。

○川田委員 これは前回の決算審査特別委員会でも聞いていたことですから、その点についてお聞きしただけの話です。いきなり聞いたのではありませんが。

○中村委員長 川田委員、それ以外に質問はありますか。

○川田委員 このロゴマークの件についてはとりあえず一旦置きます。

生駒市高山町に関する前回の代表質問ですが、違法盛り土を行った者に対して是正命令を行ったことを知事から答弁いただきました。しかし、決算審査特別委員会では、是正命令は行っていないと回答がありました。これは一体どういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○荒井知事 本会議では西松ヶ丘と高山町の両方のご質問があったように思いまして、その再質問でしたか、私がこんがらがっております、西松ヶ丘の件と思って、是正命令と言ってしまいました。これは是正勧告の間違ひでしたので、おわびして訂正させていただきます。

○川田委員 もうこだわらないのですけれども、命令と指導とでは意味が全く大きく変わります。前回の代表質問でも、命令との回答を受けて、私はその後、それを信じたまま質疑等を行っているのです、今後、このようなことのないようお願いしておきたいと思えます。

それから、生駒市西松ヶ丘の違法盛り土について、これも知事の答弁ですが、代表質問で、この6年間放置していたのではないと。具体的にお言葉を返すようだが、6年前から放置しているというのは誤解を与える発言だと答弁されているのです。県の施工としては、実際にブルーシートを敷いただけで、事実上ほとんど放置してきたのではないかという疑義があるわけです。そして、平成23年に原因行為者が所在不明となってペーパーカンパニー化しているにもかかわらず、是正命令も行われていないという実態の経緯がありましたので、6年間放置していたのではないかと申し上げていたのです。このことについて、この答弁は意味がわかりませんので、お聞きしたいと思えます。

○荒井知事 放置したと言われたら、私の聞いている報告では、放置したのかというような感覚はありました。実態を申し上げますと、平成22年6月に無許可の盛り土が確認で

きました。無許可ですので、確認するまでわからなかったわけですが、その後、平成23年11月に行為者と連絡がとれなくなるまでに文書指導は1回、口頭指導では14回是正するように重ねて求めてきました。これは放置というよりも、多少効果はなかったけども、アクションはとったと思います。平成23年11月に連絡がとれなくなって以降は、平成24年から平成27年度にかけて年間3、4回以上の間隔でパトロールを実施して、現地に大きな変化がないかどうかを確認しています。この問題が大変、注目を浴びたのは、この5月から亀裂が広がっている、不安だと住民の方々から要望がありましたので、連絡をとれない行為者に変わり、この5月から調査に着手したわけです。県の仕事が、無許可で土盛りをされて、隣にご心配を与えられたということですが、是正をしていただくのが基本的なことで、行為者に説得を重ねてきたというので、功を奏さなかった面がございますが、そのような事情です。

○川田委員 これについてはもう何回もやっているのですが、いいのですが、6年間放置していたのは事実だし、パトロール記録も全部開示請求をして、全部見ました。以前に出された以上のものが出てきました。前の代表質問のとき、その後、資料でお出しいただけということで、400ページの資料を出していただいたのですが、それ以外に開示請求したら、別途資料がいっぱい出てきました。全てと書いていましたので、全ての資料だったでしょう。それを見て、結局、パトロール記録もほとんど具体的なものがなく、写真だけかなり多くあったということだったので、実際、この写真だけなのかと。行かれましたら、撮られていることはわかるのです。

この間も決算審査特別委員会の中で話しましたが、兵庫県西宮市の裁判判例においても、結局、写真だけを撮っていて、やっていたということで、裁判では兵庫県が断罪されているのです。そのような事例もあって、申し上げていたのです。今後、早急な取り組みをしていただきたいと何回も申し上げているわけですが、別の決算審査特別委員会での話で、是正計画を求めることが先なのか、是正命令をとるべきではないかということがこの間の代表質問での議論だったと思うのですが、決算審査特別委員会でお聞きしましたら、是正計画を提出しろと。そして、是正計画を提出すると同時に、それを実行しろという2つのことが、命令が入っているのだということをお聞きしました。その内容はいいのですけれども、それならば、是正命令のことではないかと思ったのです。そうであれば、あの代表質問のときの議論は一体何だったのかとと思っているわけですが、その点いかがでしょうか。

○荒井知事 是正命令は、今回、公示送達の方法により初めてするものです。きょうの午

前中に公示送達で命令書を配達証明により郵送しています。命令を発するのは初めてのことで、県庁内に公示送達書を2週間掲示しますので、返ってこなければ監督処分の効力が11月下旬ごろ発生する、今回初めてそのようなやり方で実行するものです。

○川田委員 それはもうわかっているのです。弁明の機会の付与をこの間はやっていた公示送達だったわけです。7月11日に返答がなかったということで、今回、是正命令の公示送達を出された。手続の一連の流れは熟知しているのですが、以前の知事の答弁ですが、議員がおっしゃるように、是正命令をしなさいというのは乱暴で、公示送達をしたことはおかしいというわけにはいかない。引き下がるわけにはいかない。知事は答弁されているのですが、公示送達したことをおかしいと私が一言でも言ったかということです。あのときは、そのようなことは一言も言っていません。ビデオで何回も確認してきました。公示送達は、相手が不在で、普通であれば、本来直接渡せばいいのですけれども、不在だから公示送達という方法を使っているわけです。それを出したからおかしいなどと一言も言っていない。その前段に、不在だからこれを出されたということは理解できますという発言もしていますから、公示送達をしたことはおかしいということで、なぜ乱暴と私は言われなければならないのか。その意味がわからないのですが。

○荒井知事 今、記憶の範囲で言いますと、時効が来ているのに、公示送達したら意味がないのではないかと確におっしゃった……（発言する者あり）おっしゃらなかったですか。（発言する者あり）時効が来ているのに、公示送達は意味がないとおっしゃったように受け取ったので、公示送達は意味がないとおっしゃったと解釈をして、そのように申し上げた。議論がかみ合っていない一つの例だと思いますが、私の解釈は、時効が来ているのに公示送達は意味がないとおっしゃったけれども、それは、時効はこの改正条例に基づいて命令をするわけだから、公示送達は意味があるということをおっしゃった趣旨で発言したものです。

○川田委員 知事も、今手元に議事録をお持ちなのではないですから、正確なところは無理かと思しますので、これ以上続きませんが、必ず議事録を確認してください。私は、確認してきました。刑事告発の話と公示送達の話は全く関連していませんので、それだけ申し上げておきます。

この間の決算審査特別委員会でもありましたが、盛り土が原因だとは以前からの住宅が建っている宅地の関連性を調査をしなければわからない。これは再三おっしゃっていた言葉なのですけれども。それでは、宅地のところも盛り土ではないかという話になりました。

た。今回の違法盛り土のところではなく、住宅地についての以前の状況も担当の方に教えてほしいと言っていたのですが、いまだに教えていただけていないので、ぜひ教えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○荒井知事 今、住宅地があって、隣で土を盛って押しつけたら亀裂が生じたというケースですが、もとの宅地が原因で亀裂が生じたのか。この盛り土を押しつけたから生じたのかということを調査の対象になっているということですので、今おっしゃったようなもとからの原因があることが判明するのかどうかということですので、それも視野に入れて調査をしているものと認識していますので、それはわかれば、当然開示することになると思います。ご報告申し上げます。

○川田委員 私の言い方が悪かったと思うのですが、我々が調べていたら、違法盛り土をされる前、いわゆるもとの今の家が建っているところも盛り土なのです。そのときの状況を教えていただきたいとお願いしているのですが。

○荒井知事 要はもとのところも盛り土ではなかったか。そのことは、盛り土かどうかわかっているのかということですね。今の時点では、何かわからないです。地図で盛り土があったかどうか調べなければいけないということですので、調べて、わかれば、ご報告させます。

○川田委員 よろしくお願ひします。

これで質問をを終わります。以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようですので、これをもちまして理事者に対する質疑を終わります。

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について、委員の意見を求めます。ご発言願ひします。

○宮本委員 日本共産党を代表して、意見を述べます。

まず、平成27年度一般会計決算についてですが、県の職員定数が大きく削減される中で、非正規雇用がふえています。その一方で、正規職員の残業時間が問題となっています。事業の委託件数が今決算審査特別委員会でも話題になりましたが、委託先の労働実態が一定、公契約条例で対象となっている事業については明らかになりました。それでも、平均の時給でいうと830円という状態で、対象を大きく広げていきますと、最低賃金を割り込んでいるおそれもあるのではないかと受けとめました。

また、県の取り組んでいる政策をどう評価するかも話題にしましたが、県が設置している審議会が187あるうち、委員を公募しているのは3つしかないということから、県民の視点や意見を反映させる点で改善が求められているのではないかと思います。

また、県民生活にかかわるものとして、プレミアム商品券の決算報告にも注目しました。実際に恩恵を受けたのは購入して使った人に限定されるものですが、プレミアム商品券の実施に当たっては、40億円の販売額、48億円の流通額に対して10億円の公費を投入することについても総括が必要だと考えます。

また、本決算審査特別委員会で子ども食堂など子どもの貧困をめぐる問題、あるいは高校進学時にかかる制服代や、就学支援奨学金の返済が滞っている問題も話題になりましたが、このような貧困世帯の支援をめぐる独自策がもっと求められているのではないかと思います。

一方で、県営プール跡地への国際ブランドホテルの誘致や、食と農の魅力創造国際大学の整備、あるいは奈良公園の魅力向上事業など、公費を投入しての大型事業が目立った決算だったのではないかと思います。

また、集客イベントとして実施された奈良大立山まつり、天平祭などに対する公費の支出、経済効果の算出方法などについてもさまざまな意見が出されたと思います。このようなものはきちんと総括をして見直す必要があると考えることから、平成27年度一般会計決算認定に反対します。その他の議案には賛成します。以上です。

○梶川委員 平成27年度決算には反対します。この間、いろいろと、特に国民文化祭のロゴマークの件、東アジアの事業の件がどうも随意契約などという類いの事業が多いように思います。知事に先ほども東京を向いていると言ったのですが、もっと奈良県民、地元
の県民を信頼して、育ててほしいということが意見です。随意契約の件も先ほど言いましたが、一定のルールをつくって価格の決め方なども考えてほしいということを申し上げて、平成27年度決算には反対します。

○川田委員 日本維新の会として反対します。理由としては、予算で反対していたものと、今回審議になりましたロゴマークの件、これは議会運営委員会にて特別委員会へと申し立てたのですが、決算審査特別委員会で審議を行ってほしいということで決算審査特別委員会で審議をしましたが、聞いていることにも結局答えていただけない。このような状態が続いているので、議会運営委員会で申しつけられたように、再度、特別委員会の設置の提案を行いたいと思います。

それから、生駒市高山町等でも答弁の中で違法公共工事を行ったということが類推できました。そして、多々問題はあり、反対します。

○猪奥委員 民進党は平成27年度決算に賛成します。

○亀田委員 自由民主党としては、全ての議案において賛成します。

○乾委員 平成27年度決算について、自民党奈良として賛成します。

○大国副委員長 公明党として、付託されました全議案に賛成します。

○中村委員長 それでは、ただいまより去る9月定例会で付託を受けました、継続審査となっていました各議案について採決を行います。

議第92号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決を行います。

議第92号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第92号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではお諮りします。

議第86号及び議第87号につきましては、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第86号及び議第87号は、原案どおり認定することに決しました。

なお、報第28号については、報告案件であり、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、よろしくお願いします。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告について、次の定例会本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっています。

日本共産党は反対討論をされますか。

○宮本委員 はい、討論します。

○中村委員長 わかりました。

創生奈良は反対討論されますか。

○梶川委員 はい、します。

○中村委員長 わかりました。

日本維新の会は反対討論をされますか。

○川田委員 はい、します。

○中村委員長 わかりました。

それでは、日本共産党、創生奈良及び日本維新の会の反対意見については、委員長報告に記載をしませんので、よろしくお願ひします。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告を作成し次第、委員各位に送付しますとともに、12月定例会で私から報告しますので、ご了承のほどよろしくお願ひします。

去る9月定例県議会において設置されました決算審査特別委員会は、委員各位のご支援、ご協力によりまして、滞りなく全議案を議了し、終了することができました。ここに心から厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして決算審査特別委員会を終わります。